

議案第90号 説明資料

幕別町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（第1条関係）の該当部分 新旧対照表

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>○幕別町職員の給与に関する条例 (昭和26年3月10日 条例第3号)</p> <p>第1条～第15条の2 略</p> <p>(期末手当)</p> <p>第16条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第16条の3までにおいて、これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の町長が定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員についても同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」とする。</p> <p>4～6 略</p> <p>第16条の2～第23条 略</p>	<p>○幕別町職員の給与に関する条例 (昭和26年3月10日 条例第3号)</p> <p>第1条～第15条の2 略</p> <p>(期末手当)</p> <p>第16条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第16条の3までにおいて、これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の町長が定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員についても同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の112.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の112.5</u>」とあるのは「<u>100分の62.5</u>」とする。</p> <p>4～6 略</p> <p>第16条の2～第23条 略</p>

幕別町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（第2条関係）の該当部分 新旧対照表

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>○幕別町職員の給与に関する条例 (昭和26年3月10日 条例第3号)</p> <p>第1条～第15条の2 略</p> <p>(期末手当)</p> <p>第16条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第16条の3までにおいて、これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の町長が定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員についても同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の112.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の112.5</u>」とあるのは「<u>100分の62.5</u>」とする。</p> <p>4～6 略</p> <p>第16条の2～第23条 略</p>	<p>○幕別町職員の給与に関する条例 (昭和26年3月10日 条例第3号)</p> <p>第1条～第15条の2 略</p> <p>(期末手当)</p> <p>第16条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第16条の3までにおいて、これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の町長が定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員についても同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の120</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の67.5</u>」とする。</p> <p>4～6 略</p> <p>第16条の2～第23条 略</p>